

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成27年10月1日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500071号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第1500013号

第1 結論

平成4年9月から平成7年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成4年9月から平成7年2月まで

請求期間の国民年金保険料は、母名義のA銀行B支店(現在は、C銀行D支店)の預金口座から口座振替で毎月納付していたのに、年金記録では、未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付方法について、請求者の母親名義の預金口座から口座振替で毎月納付していたとしているが、請求期間の直後である平成7年3月から平成8年3月までの請求者に係る保険料については、オンライン記録によると、平成9年5月1日に一括で納付していることが確認できることから、請求者が請求期間に係る保険料を口座振替により毎月納付していたとは考え難い。

また、請求者に係る請求期間の国民年金納付記録について、B市の国民年金被保険者名簿及び納付記録検索システムでは未納と記録されており、オンライン記録と一致していることから、被保険者記録管理上における不自然な状況は見当たらない。

さらに、請求者は、当厚生局からの照会に対しては回答をしないとしていることから、請求者の請求内容を裏付ける資料及び請求者の母親への調査はできない上、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は確認できず、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500077号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1500025号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和47年2月頃から同年4月頃まで
年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。正社員として勤務し厚生年金保険にも加入していたはずなので、請求期間を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社から提出された請求者の履歴書(昭和47年2月現在)及び勤務状況に関する請求者の具体的な陳述から判断すると、期間は特定できないものの、当該事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、事業主は、上記の履歴書以外に当時の資料を保管しておらず請求者の勤務状況等は不明であるとしていることから、請求期間における請求者の厚生年金保険の適用状況及び保険料控除について確認することができない。

また、オンライン記録により、請求期間当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、生存及び所在が判明した26人(請求者が名前を挙げた3人を含む。)に照会したところ19人から回答を得たが、いずれも請求者について記憶がないとしている上、このうち複数の者は、当該事業所において採用後3か月程度の試用期間があり、この間は、厚生年金保険に加入しておらず保険料も控除されていなかった旨の回答をしていることから、当該事業所においては採用当初は厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

さらに、請求者の請求期間における雇用保険被保険者記録が確認できない上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に請求者の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、請求者の記録が欠落したものと考える難い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500073号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1500026号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和40年10月1日から昭和42年3月1日まで

請求期間は、A社で自動車整備業務に従事していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。当時の同僚には厚生年金保険の加入記録があると聞いたので、請求期間を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、当局の照会に対する複数の同僚の回答及び請求者の勤務状況に関する具体的な陳述から判断すると、期間の特定はできないものの、A社の自動車整備部門に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、厚生年金保険適用事業所名簿によると、昭和41年10月19日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間のうち同日以降は同保険の適用事業所でなかったことが確認できるほか、商業・法人登記簿謄本によると、昭和42年2月28日に解散している上、オンライン記録によると、事業主は既に死亡していることから、請求者の請求期間における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、請求者は、当該事業所の自動車整備工場において、一緒に勤務していた者として工場長(故人)の名前を挙げているところ、同人は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)及びオンライン記録によると、請求者と同様に、請求期間において、厚生年金保険の被保険者であった記録が確認できない上、複数の同僚が、当該事業所の自動車整備工場に勤務していたとして姓のみを挙げた者について、当該事業所に係る被保険者原票を確認したものの、該当する記録は見当たらないことから、当該事業所は、自動車整備工場に勤務していた者について、厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

さらに、当該事業所に係る被保険者原票により、請求期間及びその前後の期間において、厚生年金保険被保険者であったことが確認できる8人に照会し、7人から回答を得られたものの、当該事業所の自動車整備工場に勤務していたとする者はいない上、請求者の請求期間における厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる陳述及び関連資料は得られなかった。

加えて、上述の被保険者原票に請求者の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いこと

から、請求者の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。